

7 福介連監指第 60 号
令和 7 年 6 月 18 日

居宅介護支援事業所 各位

福岡県介護保険広域連合
指 定 指 導 課 長
(監 査 指 導 係)

令和 7 年 7 月 1 日以降の居宅介護支援における同一建物減算の考え方について（通知）

平素より適正な介護サービス事業の運営にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

現在、「居宅介護支援における事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上に居宅介護支援を行う場合の減算（以下「同一建物減算」という。）」の考え方については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和 6 年 3 月 15 日厚生労働省告示第 86 号）により示されています。

今般、居宅介護支援事業所と同一敷地内建物等の関係にあたる短期入所生活介護を利用している「長期利用者サービス提供減算」対象者の居宅介護支援における「同一建物減算」の考え方について厚生労働省より回答があり、当広域連合においては、下記の取扱いとなるため、ご確認をお願いいたします。

記

居宅介護支援事業所と同一敷地内建物等の関係にあたる短期入所生活介護を利用している「長期利用者サービス提供減算」対象者の居宅介護支援における「同一建物減算」の考え方について

ケアマネジャーが居宅介護支援事業所と同一敷地内建物等の関係にあたる短期入所生活介護事業所に訪問してモニタリング等を行う場合は、当該短期入所生活介護を居宅として取り扱っていることになるため、「同一建物減算」の対象になる。

なお、本取扱いについては、令和 7 年 7 月 1 日以降のサービス提供分より適用とする。

【問合せ先】

指定指導課監査指導係

TEL:092-981-9075